

# 原子力損害賠償紛争審査会

主管省及び庶務担当部局課 文部科学省研究開発局参事官（原子力  
損害賠償担当）

電話番号 (03)5253-4111（代表）

## ホームページ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/)

根拠法令 原子力損害の賠償に関する法律第18条

設置年月日 平成23年4月11日

## 所掌事務

平成23年東北地方太平洋沖地震により東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所において発生した原子炉施設の事故に関して、

1. 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと
2. 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること
3. 1、2に掲げる事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 10人以内（人格が高潔であって、法律、医療又は原子力工学その他の原子力関連技術に関する

る学識経験を有する者)

うち常勤 なし

<任期> 法令上定めはないが任期3年として運用

<氏名> ◎内田 貴 (東京大学名誉教授)

檜見 由美子 (学校法人稲置学園監事、金沢大学名誉教授)

明石 眞言 (東京医療保健大学教授、元放射線医学総合研究所理事)

江口 とし子 (元裁判官)

織 朱實 (上智大学地球環境学研究科教授)

鹿野 菜穂子 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

古笛 恵子 (弁護士)

富田 善範 (弁護士)

中田 裕康 (東京大学名誉教授、一橋大学名誉教授)

山本 和彦 (一橋大学大学院 法学研究科教授)

#### 諮問・答申事項等

- ・東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補 (集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて) (R4. 12. 20 決定)
- ・東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補 (避難指示の長期化等に係る損害について) (R6. 2. 5 改定)